

平成 23 年 8 月 9 日
迷惑メール対策推進協議会事務局
財団法人日本データ通信協会

「迷惑メール対策ハンドブック2011」及び
「送信ドメイン認証技術導入マニュアル（第2版）」の公表について

迷惑メール対策推進協議会（座長:新美育文明治大学法学部教授）では、2009年10月に作成・公表した「迷惑メール対策ハンドブック」について2度目の改訂を行い、「迷惑メール対策ハンドブック2011」として、8月9日に公表しました。

また、2010年7月に作成・公表した「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」について初めての改訂を行い、第2版として、同日公表しました。

いずれも、昨年7月の作成・公表から約1年が経過したため、今回、資料内容や取り組み状況等を最新のものに変更するなどの改訂を行いました。

改訂後のハンドブック及びマニュアルは、全文を事務局のウェブページで入手可能です。なお、本協議会では、今後も、毎年度ハンドブックの最新版を作成していく予定です。

1 「迷惑メール対策ハンドブック2011」について

迷惑メールの問題については、依然として、全電子メールの約7割が迷惑メールという状況となっております。この問題に対しては、関係者により、特定電子メール法や特定商取引法などによる制度的な対応、フィルタリングなどの技術的な対応、関係事業者による自主的な取り組みなど、様々な取り組みが実施されてきています。

しかし、一般の方が参考にできるような迷惑メール対策に関する総合的な資料はありませんでしたので、本協議会では、2009年10月、迷惑メールの現状や迷惑メールへの様々な対策について総合的にまとめた「迷惑メール対策ハンドブック2009」を作成・公表し、2010年7月には、改訂版の「迷惑メール対策ハンドブック2010」を作成・公表しました。

その後、約1年が経過していることから、改訂を行い、その後の取り組み状況や最新のデータを盛り込むとともに、特集として、「送信ドメイン認証技術の普及促進」を取り上げています。

「迷惑メール対策ハンドブック2011」の主な改訂内容は、以下のとおりです。

- (1) 巻頭に特集として「送信ドメイン認証技術の普及促進」を追加
本協議会が積極的に推進している「送信ドメイン認証技術の普及促進」を特集して取り上げ、本協議会の普及活動、国・関係団体・事業者の取組み等を紹介
- (2) 資料内容・数値等を最新のものに置き換え
 - ① 第3章「制度的な対策」 迷惑メール関連法の執行状況を最新化
 - ② 第6章「国際的な取り組み」 直近までの状況を現行化
 - ③ その他 図表やグラフ等を最新化

2 「送信ドメイン認証マニュアル（第2版）」について

送信ドメイン認証技術は、送信側、受信側の双方のメールサーバで導入することにより、送信者情報のドメインが正規のものであるか検証できるようにする仕組みです。

送信ドメイン認証技術が普及することにより、送信者は、送信者情報のドメインを詐称していない正当なメールであること（なりすましメールではないこと）を宣言でき、受信者は、メールの実際の送信元をドメイン単位で確認し、例えば、信頼できる送信元からのメールだけを受信するといった対応が可能となります。

本協議会では、この技術の普及促進のため、メールシステムの運用・管理者の方の参考となるよう、技術の概要や、導入時に必要になる手順や内容をまとめた「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を2010年7月に作成・公表しました。

その後、約1年を経過していることから、改訂を行い、最新状況を盛り込むとともに、よく分かりやすくするための構成・記述の変更等を行いました。

「迷惑メール対策ハンドブック2011」、「迷惑メール対策ハンドブック2011概要」及び「送信ドメイン認証技術導入マニュアル（第2版）」は別添のとおりです。

事務局のウェブページ（http://www.dekyo.or.jp/soudan/anti_spam/report.html）で入手可能です。

本協議会では、引き続き、電子メールの利用環境の一層の改善に向け、関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを行っていく予定です。

※ 迷惑メール対策推進協議会

迷惑メール対策に関する関係者が幅広く集まり、関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを目的として、2008年（平成20年）11月27日に設立した協議会。

第1回会合で、迷惑メールの追放に向けた決意と具体的に講ずるべき措置等をまとめた「迷惑メール追放宣言」を採択し、2010年7月には、送信ドメイン認証技術の普及のための「なりすましメール撲滅プログラム」を公表するとともに、「迷惑メール対策ハンドブック」、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を作成・公表を行っている。

本件に関する問い合わせ先

 (財) 日本データ通信協会

迷惑メール相談センター

村松・戸邊 03-5907-5371

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>